

令和4（2022）年度第3回 栃木県地域医療対策協議会	資料1-1
令和5（2023）年3月23日（木）	

# 令和6年度研修医募集定員の 算定方法（案）

栃木県保健福祉部医療政策課  
とちぎ地域医療支援センター

# 臨床研修病院の募集定員の設定について

## 1. 臨床研修病院の募集定員の設定方法

- 臨床研修病院の募集定員は、国から示される募集定員の上限数の範囲内において、地域医療対策協議会の意見を踏まえて、都道府県が設定

## 2. 令和6年度の臨床研修病院募集定員

- ① 国が定めた募集定員上限：198名
- ② 県内病院の募集希望定員：204名 ⇒ 希望定員に対して6名の不足

《参考：近年の状況》

研修開始年度	R2	R3	R4	R5	R6
① 国が設定する募集定員上限	248	208	193	199	198
② 県内病院の希望募集定員	190	190	192	205	204
③ 不足数 (① - ②)	-	-	-	▲6	▲6
④ 採用実績 ※R5は採用予定者数	166	161	161	183	-
⑤ 残数 (県内定員数 - 採用実績)	24	29	31	16	-

- 令和5年度研修開始分から、「募集定員上限 < 希望定員」となり、県内臨床研修病院の希望を満たすことができなくなったことから、配分調整を行う必要が生じているところ。
- 令和6年度に研修を開始する臨床研修病院の募集定員については、昨年度に決定した配分ルール（採用実績への配慮、医師派遣状況への配慮）に加えて、これまで未整理だった「研修環境の充実」及び「増員希望があった場合の対応」についても検討の上、所要の調整配分を行う。

# 令和6年度の全国の募集定員上限と各都道府県の募集定員上限の算出方法

R4.12.5\_ 厚生労働省事務連絡  
栃木県一部改編

## ■全国の募集定員上限（11,209人）

研修希望者数（10,538人）×1.06<sup>※1</sup> + 令和5年度の募集定員上限（11,260人）と募集定員（11,066人）の差分×1/5<sup>※2</sup>

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小  
※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

## ■各都道府県の募集定員上限

### ① 人口分布

全国の研修医総数（9,484人）×  $\frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$

### ② 医学部入学定員

全国の研修医総数（9,484人）×  $\frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$

### ①基本となる数

栃木県：162人

全国の研修医総数（9,484人）×  $\frac{\text{①と②の多い方*}}{\text{①と②の多い方*の全都道府県合計}}$

\* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口分布)の1.2倍を限度

栃木県：16人

### ②地域枠による加算

地域枠入学者数 ×1.06 (今回の倍率)

栃木県：8人

### + ③地理的条件等による加算

(1)12人、(2)0人、(3)1人、(4)3人

(1)100km<sup>2</sup>当たり医師数<sup>※3</sup>

(2)離島の人口<sup>※3</sup>

(3)医師少数区域の人口<sup>※4</sup>

(4)都道府県間の医師偏在状況<sup>※5</sup>

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算

※4 残りの数に「都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口」をかけた値を加算

※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

### ④激変緩和(直近の採用数保障) 栃木県：0人

・①～③の合計（「仮上限」）が、直近（令和4年度）の採用数に満たない場合、各都道府県の令和4年度採用数を当該都道府県の募集定員上限とする

・上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から  $\frac{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和4年度採用数）}}{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和4年度採用数）の合計}}$  に応じて定員を削減して捻出  
ただし、「令和5年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

### + ⑤募集定員上限の減少率が全国の募集定員上限の減少率を上回る場合の加算 ※上記11,209人に別途加算するもの 栃木県：12人

・①～④の結果、令和5年度の募集定員上限からの減少率が、全国の募集定員上限の減少率（0.5%）を上回る都道府県（令和5年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、④の加算の対象ではない都道府県に限る）に、減少率が0.5%となるまで加算

# 参考：令和3年度第3回栃木県地域医療対策協議会での御意見

令和3年度第3回栃木県地域医療対策協議会（令和4年3月16日）

協議事項1：令和5年度に臨床研修を開始する研修医の募集定員について

## 委員からの御意見（要旨）

- 令和5年度募集定員の調整配分として、「医師派遣状況への配慮」とあるが、県外医療機関等への医師派遣では、評価する意義に乏しいのではないかと懸念されている。県は、医師派遣の状況として、派遣先医療機関を把握するよう努めるべきである。
- これまでと比べて、本県全体の募集定員が大幅に減少している。令和6年度以降、本県全体で必要な募集定員数を確保できるよう取組を進めていくべきである。
- 本県では、臨床研修医と比較して、専攻医が少ない状況にある、臨床研修修了後の県内定着に向けた取組も進めていく必要がある。
- 臨床研修の実施に当たっては、少なくとも1学年で4名の研修医がいることが望ましいと考えている。県全体の募集定員枠を踏まえながら考えていく必要はあるが、ゆくゆくは最低4名の募集定員をスタンダードにするよう検討してほしい。

# 令和6年度の募集定員の配分調整（案）

## 3. 令和6年度募集定員の配分調整（案）

### 《基本的な考え方》

- 各病院における研修医募集及び研修環境の向上に資することを目的として、**研修環境の充実について一定の配慮**
- 本県の臨床研修医確保に資することを目的として、**直近3か年の採用実績がフルマッチしている病院からの増員希望に対しては一定の配慮**

### (1) 基本配分

- 各病院の直近3か年の採用実績の最大値を各病院の基本定員（=A）とする
- 各病院のAの値の合計（=A'）が、国が算出した基本数（基本となる数と地域枠加算数の合計値=B）を超える場合には、各病院のAの値を調整する（按分調整値 $C=A \times B / A'$ ）
- 按分調整値Cと各病院の希望定員数（=D）とを比較し、少ない方の値を各病院の募集定員案（=E）とする
- 上記の配分数が20名以上の病院に対して、小児科研修プログラム2名分及び産科研修プログラム2名分を加算（=F）する

### (2) 調整配分 ※基本配分数[G]が、希望定員[D]に満たない病院に対して、次の手順により調整配分を実施

#### ① 研修環境への配慮[H]

- 令和6年度にあつては、各病院における研修医募集及び研修環境の向上に資することを目的として、4名以上の募集定員の希望があつた場合、当該値[4名]に達するまで募集定員を配分する

※ただし、令和7年度以降の配分に当たっては、採用実績も踏まえた上で、定員の下限配分数について改めて整理・検討

#### ② 直近3か年の採用実績への配慮[I]

##### ア 採用実績

- 基本配分数[G]が、基本定員[A]の値に満たない病院に対して、当該値[A]に達するまで募集定員を配分する

##### イ 増員希望

- 直近3か年の採用実績がフルマッチしている病院から募集定員の増員希望があつた場合、1名を配分する

#### ③ 医師派遣状況への配慮[J] ※配分に当たり継続して配慮すべき事項であるが、令和6年度は配分可能な定員数がない

2-②までに配分した定員数が、希望する募集定員に満たない病院であつて、かつ、常勤の医師派遣数が20名以上の病院に2名を配分する

# 令和6年度の募集定員の病院ごとの配分案

## 令和6年度臨床研修募集定員の配分案

病院名	R5年度 募集定員数 (参考)	R6年度 希望定員数 (※1)	令和6年度募集定員の配分														R6募集 定員 [算定結果] (G+K)	希望定員数と の差(参考)		
			基本定員 (※2) 直近3か年の 採用実績の最 大値 A	R3年度 採用実績	R4年度 採用実績	R5年度 採用予定	基本数+地 域枠加算数 (※3) B	按分計算 (A×B/ΣA) C	R6年度 希望定員数 (小児科・ 産科除く) D	募集定員案 CとDを比較し て少ない方の 値 E	小児科・産 科研修プロ グラム加算 F	基本配分数 (E+F) G	研修環境へ の配慮 H	過去3か年 の採用実績 への配慮 ①採用実績 I	過去3か年 の採用実績 への配慮 ②増員希望 I	医師派遣状 況への配慮 J			調整配分数 sum(H:J) K	
																				L
上都賀総合病院	4	4	5	3	5	2	-	4	4	4	-	4						4		
済生会宇都宮病院	12	14	12	12	12	12	-	11	14	11	-	11		1	1			2	13	▲1
自治医科大学附属病院(基本)	60	60	58	58	46	57	-	54	60	54	-	54		4				4	58	▲2
自治医科大学附属病院(小児科)	2	2	-	1	1	1	-	-	-	-	2	2							2	
自治医科大学附属病院(産科)	2	2	-	2		2	-	-	-	-	2	2							2	
獨協医科大学病院(基本)	54	55	54	46	47	54	-	50	55	50	-	50		4				4	54	▲1
獨協医科大学病院(小児科)	2	2	-		2	2	-	-	-	-	2	2							2	
獨協医科大学病院(産科)	2	2	-		2	2	-	-	-	-	2	2							2	
とちぎメディカルセンターしもつが	4	4	3	3	3	2	-	3	4	3	-	3	1					1	4	
足利赤十字病院	12	12	12	11	11	12	-	11	12	11	-	11		1				1	12	
佐野厚生総合病院	6	6	6	6	6	6	-	5	6	5	-	5		1				1	6	
国際医療福祉大学病院(基本)	23	23	21	10	14	21	-	20	23	20	-	20		1				1	21	▲2
国際医療福祉大学病院(小児科)	2	2	-	-	-		-	-	-	-	2	2							2	
国際医療福祉大学病院(産科)	2	2	-	-	-		-	-	-	-	2	2							2	
那須赤十字病院	5	5	5	5	5	5	-	5	5	5	-	5							5	
芳賀赤十字病院	5	5	5	4	5	3	-	5	5	5	-	5							5	
新小山市市民病院	2	4	2	-	2	2	-	2	4	2	-	2	2					2	4	
計	199	204	183	161	161	183	170	170	192	170	12	182	3	12	1			16	198	▲6

II

調整配分可能数	16
---------	----